

● 雇用保険の保険料率について

令和8年度の雇用保険料率は下表となります。

負担者 事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	①+② 雇用保険料率		
			失業等給付・ 育児休業給付 の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
農林水産 清酒製造の 事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

● 一般拠出金の申告・納付について

「一般拠出金」とは「石綿による健康被害の救済に関する法律」により石綿（アスベスト）健康被害者の救済費用に充てるため、事業主のみなさまにご負担いただくものです。

アスベストは、すべての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきました。そのため、健康被害者の救済に当たっては、アスベストの製造販売等を行ってきた事業主のみならず、すべての労災保険適用事業場の事業主に一般拠出金をご負担いただくこととなっております。

- ◎ 特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は申告・納付の対象外です。
- ◎ 「一般拠出金」は、労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付していただきます。
- ◎ 「一般拠出金」には概算納付のしくみはなく、確定納付のみの手続となります。
- ◎ 延納（分割納付）はできません。
- ◎ 一般拠出金率は業種を問わず、一律 1,000 分の 0.02 となります。労災保険のメリット対象事業場についても、一般拠出金率にはメリット料率の適用（割増、割引）はございません。